

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	道路位置指定図等の電子化業務委託について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：建築調整 課）

担当係

担当者 渡 部

内線（4742）

事業の概要

事業名	建築基準法に基づく道路調査
担当課	建築調整課
目的	細街路拡幅整備事業の一環として、問題のある2項道路等について、詳細に調査を行う。
対象者	区民、土地所有者、事業者などで不動産の売買や建築を行う方
事業内容	2項道路等の判定基準となる基準時の道路の存否、道路の位置、形状、道路中心線等について調査し、測量、航空写真等の既存資料や分析により、道路判定を行い確定させる。

件名 道路位置指定図等の電子化業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	建築調整課	委託先	情報処理業者
登録業務の名称	位置指定道路申請図		
情報はどのような媒体に記録されているか	マイクロフィルム紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	マイクロフィルム紙
保有している情報項目	位置指定道路 ・申請地 ・申請者の住所・氏名・印鑑 ・関係土地及び建物所有者の住所・氏名・印鑑	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	すべて
委託の理由	位置指定図(マイクロフィルム・A2図面)等を電子データに変換する。		
委託内容	別紙、委託仕様書のとおり		
委託の開始時期及び期限	平成20年1月30日から平成20年3月31日まで 以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。等	受託事業者としての情報保護対策	1 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

委 託 仕 様 書

- 1 件 名 道路位置指定図等の電子化業務委託
- 2 目 的 本委託は、35 mmマイクロフィルム (アパチュアカード) 及びA 2 図面 (コピー)化されている位置指定図等を電子データに変換すること目的とする。
- 3 契約方法 総価契約とする。
- 4 作業内容 (1)マイクロフィルム及びA 2 図面を指定番号順にスキャンニングする。
なお、解像度は4 0 0 dpi とし、D V D に保管する。
(2)スキャンニングしたデータは一般に公開するため、元データをコピーし、画像上で個人情報のマスクがけを行い、交付用データを作成し、D V D に保管する。
なお、マスクがけの範囲は、印影をすべて黒く塗り潰すものとする。
- 5 秘密の保持 貸与物件は、施錠できる金庫に保管し、作業にあたっては、「特記事項」を遵守する。
- 6 貸与物件 (1)道路位置指定申請図等のマイクロフィルム (アパチュアカード) 2 , 5 4 4 枚
(2)道路位置指定申請図等のA 2 図面(コピー) 1 4 3 枚
なお、(2)については、スキャンニング終了後直ちに返却すること。
- 7 成果品の納品 (1)指定番号順にスキャンニングしたデータ (印影有) 1 部
(2) 交付用データ (印影無) 1 部
- 8 支払方法 成果品の納品後、請求により支払う。
- 9 納品期限 平成 20 年 3 月 31 日

